

# かながわ県産生乳100%認証要領

かながわ酪農活性化対策委員会

## (目的)

第1 この要領は、県内の酪農家から直送され県内の牛乳工場等で生産された、新鮮で安全なかながわ県産生乳100%を用いた牛乳・乳製品を広く県民が認識し消費してもらうことで、県内酪農業と乳業への理解醸成を図るため、かながわ県産生乳100%を用いた牛乳・乳製品の製造に係る認証に必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2 この要領において、「かながわ県産生乳100%を用いた牛乳・乳製品」とは、第4の基準を満たし認証された牛乳・乳製品をいう。

## (申請資格)

第3 申請者は次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 第1の目的に賛同し、この取組に協力ができる者。
- (2) かながわ県内に事業所を有し、牛乳・乳製品の製造・加工又は販売を行う法人、その他団体及び事業を行う個人。但し、目的に合うものとして、かながわ酪農活性化対策委員会会長（以下、会長）が認める場合はこの限りでない。

## (基準)

第4 認証する商品は次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 製造のために使用した生乳がかながわ県産100%であること。
- (2) 認証商品については、かながわ県産生乳100%を使用したことが製造工場等の帳簿書類等で確認できること。
- (3) 認証商品の毎日の製造量が製造工場等の帳簿書類等で確認できること。
- (4) 関係法令に違反する商品でないこと。
- (5) パッケージ等のデザインや広告宣伝等が第1の目的に反しないこと。

### **(申請)**

第5 認証を受けようとする者は、予め「かながわ県産生乳100%認証申請書」(様式第1号)(以下、「申請書」という。)に記入のうえ、必要な書類を添付して会長に提出すること。

### **(審査)**

第6 会長は、申請書を受理した場合はすみやかに基準に基づき審査を行い認証の可否を決定する。また、必要に応じて申請者への聴取、現地調査を行うものとする。

2 認証する場合は、申請者に対して「かながわ県産生乳100%認証登録書」(様式第2号)を発行する。

3 認証を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸転売しないこと。

4 認証を受けた者は申請書の内容で製造販売を行うこと。但し、申請書の記載内容に変更が生じる場合は、速やかに「かながわ県産生乳100%認証変更申請書」(様式第3号)を会長に提出すること。

5 認証を受けた者が製造中止等の理由により、自ら認証を取り下げる場合にあつては、「かながわ県産生乳100%認証取り下げ届」(様式第4号)を会長に提出すること。

### **(期間)**

第7 認証期間は、原則として3年間とする。

2 認証期間終了後も継続して認証を受けようとする者は、認証期間終了の3ヶ月前までに会長に「かながわ県産生乳100%認証登録継続申請書」(様式第5号)を提出するものとする。

3 継続して認証する場合は、継続申請者に対して「かながわ県産生乳100%認証登録書」(様式第2号)を改めて発行する。

### **(表示)**

第8 認証を受けた牛乳・乳製品は、別に定める「かながわ県産生乳100%認証マーク使用規程」に基づき、認証マークを表示することができる。

### **(取消)**

第9 会長は認証を受けた牛乳・乳製品がこの認証基準に違反していると認められる場合には認証を取り消すことができる。この場合、認証を受けた者に損害が生じても会長はその責務を負わないものとする。

2 前項の取り消しは、「かながわ県産生乳100%牛乳認証取消書」(様

式第6号)をもって行うものとし、認証を取り消された者は、取り消しを受けた日から認証マークの使用や認証商品としての販売はできないものとする。

### **(責務)**

第10 委員会は、かながわ県産生乳100%の認証に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 認証を受けた者は、認証を受けた牛乳・乳製品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負うものとする。

3 認証を受けた者は、認証を受けた牛乳・乳製品の製造販売に際して、故意又は過失により委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を委員会に賠償しなければならない。

### **(報告)**

第11 会長は必要があると認める時は、いつでも認証を受けた者に対して、認証商品の状況についての報告を求め、又は帳簿書類その他の物件を検査することができる。

### **(費用)**

第12 本要領に定める申請等に係る費用は無料とする。

### **(その他)**

第13 本要領に定めるもののほか、かながわ県産生乳100%の認証に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、平成29年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月22日から施行する。

様式第1号

年 月 日

かながわ県産生乳100%認証申請書

かながわ酪農活性化対策委員会会長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

1. 申請者概要

ふりがな 名称			
代表者名			
所在地			
担当者所属・氏名			
連絡先	電話	FAX	メールアドレス

2. 商品概要

ふりがな 商品名			容量
種類別		主な販売先	
生産予定数量		販売時期	
製造工場	名称		
	所在地		
	担当者		
	連絡先		

(添付書類)

- 1 認証マークを入れた商品のデザインが分かるもの(スケッチや加工写真等)
- 2 申請者の事業概要が分かるもの
- 3 製造工程が分かるもの

様式第2号

# かながわ県産生乳100%認証登録書

登録番号  
商品名  
取得者名

上記商品について、かながわ県産生乳100%認証要領に基づき審査を行い、かながわ県産生乳100%で製造された牛乳(乳製品)として認証されたことを証明します。

認証登録日                      年    月    日  
有効期限                        年    月    日



かながわ酪農活性化対策委員会

会長

印

様式第3号

年 月 日

かながわ県産生乳100%認証変更申請書

かながわ酪農活性化対策委員会会長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

登録番号 号で認証を受けたものについて、次のとおり変更したいので申請します。

（変更内容）

様式第4号

年 月 日

かながわ県産生乳100%認証取り下げ届

かながわ酪農活性化対策委員会会長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

年 月 日に認証された登録番号 号については、認証  
を取り下げます。

理由： \_\_\_\_\_

（添付書類） 該当する認証登録書

様式第5号

年 月 日

かながわ県産生乳100%認証継続申請書

かながわ酪農活性化対策委員会会長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

登録番号 号で認証を受けたものについて、引き続き認証を受けたい  
ので申請します。

なお、申請者概要及び商品概要については変更ありません。



様式第6号

年 月 日

かながわ県産生乳100%認証取消書

様

かながわ酪農活性化対策委員会  
会長

年 月 日に認証しました登録番号 号については、認  
証を取り消します。

つきましては、該当する認証登録書の返却をお願いします。

理由：

---